

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市営住宅管理条例第 5 条第 1 項第 1 号において規定する同居親族要件について、若年層を含む単身住宅困窮者の増加に対する対応と、エレベーターのない中高層階住戸の需要低下に伴う既存ストックの有効活用の両立を図るため、市長が定めた住宅については同居親族がいない単身者についても入居を認める例外規定を設ける。また、解体を行った既存の市営住宅の一部廃止を行うとともに、子育て支援住宅について、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 規則第 4 条第 4 項の新設（第 4 条関係）

条例第 5 条第 3 項の規定により、市長が別に定める市営住宅については、現に同居し、又は同居しようとする親族がいない者であっても入居者の資格を有する規定を新設する。

(2) 市営住宅の一部を廃止する。（別表第 1 関係）

耐火構造

6 条中央団地 昭和 53 年度 1 棟（3DK 16 戸）4 階建

解体工事期間

令和 7 年 5 月 23 日から令和 7 年 11 月 28 日まで

完了検査

令和 7 年 12 月 5 日

簡易耐火構造

志文団地 昭和 46 年度 2 棟（3DK 8 戸）平屋建（身障）

解体工事期間

令和 3 年 6 月 24 日から令和 3 年 11 月 30 日まで

完了検査

令和 3 年 12 月 10 日

さくら木団地	昭和48年度	1棟	(2DK6戸)	2階建
さくら木団地	昭和51年度	1棟	(3DK6戸)	2階建
東町団地	昭和52年度	1棟	(3DK6戸)	2階建(福祉)
北幌向団地	昭和55年度	1棟	(3DK6戸)	2階建(福祉)

解体工事期間

令和7年7月10日から令和8年1月6日まで

完了検査

令和8年1月9日

- (3) 子育て支援住宅の入居時の世帯員数を見直す。(別表第1の2関係)
入居時の世帯員数を3人以上から2人以上に変更する。

第3 施行期日

公布の日

岩見沢市規則第12号

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月2日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩見沢市営住宅管理条例施行規則（平成9年規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 4 条例第5条第3項の規定により、市長が別に定める市営住宅については、同条第1項第1号の規定にかかわらず、同項第2号から第7号までに掲げる条件を具備する者は、同条第1項の規定による入居者の資格を有するものとする。

別表第1 耐火構造の表中

「

昭和53年度	6条中央	岩見沢市6条東12丁目	32戸（3DK）	4階建
--------	------	-------------	----------	-----

」

を

「

昭和53年度	6条中央	岩見沢市6条東12丁目	16戸（3DK）	4階建
--------	------	-------------	----------	-----

」

に改める。

別表第1 簡易耐火構造の表中昭和46年度志文の項を削り、

「

昭和48年度	さくら木	岩見沢市桜木1条5丁目	10戸（2DK） 2戸（3DK）	2階建
--------	------	-------------	---------------------	-----

」

を

「

昭和48年度	さくら木	岩見沢市桜木1条5丁目	4戸(2DK) 2戸(3DK)	2階建
--------	------	-------------	--------------------	-----

」

に、

「

昭和51年度	さくら木	岩見沢市桜木1条5丁目	12戸(3DK)	2階建
--------	------	-------------	----------	-----

」

を

「

昭和51年度	さくら木	岩見沢市桜木1条5丁目	6戸(3DK)	2階建
--------	------	-------------	---------	-----

」

に、

「

昭和52年度	東町	岩見沢市東町1条7丁目	36戸(3DK)	2階建 (福祉)
--------	----	-------------	----------	-------------

」

を

「

昭和52年度	東町	岩見沢市東町1条7丁目	30戸(3DK)	2階建 (福祉)
--------	----	-------------	----------	-------------

」

に、

「

昭和55年度	北幌向	岩見沢市幌向町518番地	12戸(3DK)	2階建 (福祉)
--------	-----	--------------	----------	-------------

」

を

「

昭和55年度	北幌向	岩見沢市幌向町518番	6戸(3DK)	2階建
--------	-----	-------------	---------	-----

		地		(福 祉)
--	--	---	--	----------

」

に改める。

別表第1の2子育て支援住宅の表中「3人以上」を「2人以上」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。